



基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和8年 8月 28日	
提案種別	提案・意見・要望	
提案件名	けやき台地区の外周道路（北部環状線）の速度制限（時速40キロメートル）設定について	
提案者	住所又は所在地	基山町けやき台地区
	氏名又は名称	基山町第14区 区長 近藤 勝 基山町第15区 区長 藤丸 源治 基山町第16区 区長 原崎 賀寿夫 基山町第17区 区長 柳 秀雄
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する 一部希望する（住所、氏名） 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	けやき台地区の外周道路（北部環状線）には速度制限が設けられておらず、法律上は一般道の速度制限（時速60キロメートル）が適用され、速度を抑制する効果に乏しいため、時速40キロメートルの速度制限が必要である。 また、けやき台中央通り（けやき通り）には時速40キロメートルの速度制限が設けられており、均衡を欠いている。	
背景	けやき台地区の外周道路（北部環状線）においては、朝夕の通勤時間帯を中心に、電車の発着時刻を気にして速度を上げて走行する車両が見受けられる。当該時間帯は歩行者や自転車も多く、大変危険である。また、外周道路のコーナー部は見通しが悪く、道路横断中の歩行者や駐車車両を追い越した際の対向車との衝突回避のためにも、速度を抑制する必要がある。 また、令和8年9月から道路交通法の施行に伴い、住宅地内の道路が生活道路として速度制限が時速60キロメートルから30キロメートルに変更されることとなっており、それとの均衡を図ることも必要である。	
提案の課題	道路標識の設置費用が必要となる以外の課題はないものと思われる。	

目 標 設 定	事故防止のため早急な実施が必要である。
提 案 内 容	けやき台地区の外周道路（北部環状線）には速度制限が設けられておらず、法律上は一般道の速度制限（時速60キロメートル）が適用され、速度を抑制する効果に乏しいため、時速40キロメートルの速度制限が必要である。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。

【別紙】要望箇所位置図(三養基郡基山町けやき台)

